

令和8年度

国登録有形文化財

「重田家住宅」活用提案事業を 募集します！

みんなで重田家住宅を
盛り上げよう！



国登録有形文化財「重田家住宅」を活用して、展示会や演奏会等のイベントをしてみませんか？重田家住宅では毎月第4土曜日（12月は第3土曜日）を重田家住宅公開の日とし、それに合わせた活用事業を募集します。歴史的建造物の価値について理解を深める企画や、古民家の雰囲気を活かした企画、地域の活性化につながるイベントをお待ちしています。

募集日程		
令和8年4月25日（土）	5月23日（土）	8月22日（土）
9月26日（土）	10月24日（土）	11月28日（土）
12月19日（土）（※第3土曜日）	令和9年1月23日（土）	3月27日（土）

場所：国登録有形文化財 重田家住宅（玉村町小泉42）

募集内容：重田家住宅を活用し、自らが実施するイベント等についての事業

（具体的には下記いずれかにあてはまる事業であること）

- 歴史的建造物の価値について理解を深めるもの
- 古民家の雰囲気を活かしたもの
- 地域の活性化につながるもの

対象者：個人・団体（法人格の有無を問わない）

利用の範囲：主屋1階部分・主屋南面の庭（前庭）・裏庭

募集条件：・来場者を対象とし開催されるものであること。

- ・イベント等は主体的に実施すること。
- ・政治・宗教等の宣伝活動でないこと。
- ・暴力団およびこれに準ずる団体が関わっていないこと。
- ・営利目的でないこと。
- ・建物の現状を変更・加工等しないこと。
- ・町から謝金等の支払いはありません。
- ・同一の内容については一回までのご提案をお願いします。

（同一の応募者でも違う内容であれば応募可能です。）

募集期間：令和8年1月5日（月）から令和9年1月27日（水）（必着）まで、各開催日程の2か月前までにご応募ください。（締め切り日が土・日曜日の場合は前日の金曜日）事業が確定しだい締め切らせていただきます。

応募方法：上記募集日程の中で希望する日を決め、提案書（別紙様式）を下記まで提出してください。

*くわしくは下記までお問い合わせください。

*『国登録有形文化財「重田家住宅」利用上のお願い』をご確認の上、ご応募ください。

*電気、水道、下水道等の光熱水費等負担金として1団体一日あたり一律500円のご負担をお願いします。

*通常の開館時間は、10:00～16:00です。イベントは午前・午後のみ等の実施でも構いません。ただし、その場合でも利用料金は変わりません。

*来場者の見学を妨げないようご理解の上、ご応募ください。

*趣旨にそぐわない事業についてはお断りする場合があります。

*上記の日程以外での利用については平日の水・木・金曜日で重田家住宅の空き状況により相談可能です。別途お問い合わせください。



国登録有形文化財「重田家住宅」
重田家は江戸時代中頃から代々
医師を家業としていました。主屋・
穀蔵・西の蔵・東の蔵・外便所・井
戸屋形・表門及び堀等があり、この
7棟が平成13年11月20日、国の登
録有形文化財となりました。

☆お申込み・お問合せ先☆



玉村町教育委員会生涯学習課文化財係 （電話）0270-30-6180 （Mail）rekisi@town.tamamura.lg.jp

〒370-1105 群馬県佐波郡玉村町大字福島325番地 玉村町文化センター内